

ID: 1

担当部署: 企画総務部 総務課

処分の概要	表彰の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市表彰条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第4号		
【根拠条文】 (表彰の取消し) 第8条 市長は、表彰を受けたものに対面を汚す行為等があったときは、表彰を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日